

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめとする全てのステークホルダーの期待や信頼に応えるべく「継続的に企業価値を向上させる」ことを経営の基本としております。これを実現するために、経営活動においては適法性、適正性、効率性を追求すると同時にステークホルダーへの説明責任を果たし、透明性の高い経営の実現に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使のための環境整備、招集通知の英訳】

現状、機関投資家や海外投資家等の比率は相対的に低いため、議決権電子行使プラットフォームの利用および招集通知の英訳は行っておりませんが、今後株主構成を勘案しながら、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳実施を検討してまいります。

【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者計画の適切な監督】

最高経営責任者の後継者計画およびその監督につきましては、指名諮問委員会を設置するとともに、その実効性を高めるための取り組みを行うことにより、適切な対応を図ることを検討してまいります。

【補充原則4-3-1 経営陣幹部の選任・解任の手続き】

指名諮問委員会を設置することにより、より客観性・透明性の高い手続きに従い実行することを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社グループは、事業提携、取引の維持・強化等事業活動上の必要性および発行会社の株価動向等を勘案し合理性がある場合に限り、上場株式を政策的に保有することを基本方針としております。当社の取締役会は、上記の考え方にもとづき、主要な政策保有株式についての検証を行っております。政策保有株式の議決権行使に関しましては、当社への影響や当該株式の保有目的と整合しているかどうか等を総合的に勘案の上、行っております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引をしようとするときは、通例的なものや軽微なものを除き、取締役会の承認を得るとともに、その取引の実績について取締役会に報告する旨を取締役会規則等に定めております。また、当該取引の実績についてその必要がある場合は、関連法令等に基づいて適時適切に開示しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念・経営方針・経営目標

当社は、経営理念・行動指針・事業ビジョンをウェブサイト上に掲載しております。また、毎事業年度末までに翌事業年度から始まる中期経営計画（経営目標を含む）を策定し、年度決算説明会において公表するとともに、ウェブサイト上に掲載いたします。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 取締役報酬の決定方針と手続

取締役の報酬は、株主総会において承認された総額の範囲内で、報酬諮問委員会にて審議を経た答申に基づき、取締役会の決議により決定しております。取締役の報酬体系は、固定報酬と業績連動報酬から構成され、固定報酬は取締役としての責務に対する基本的な報酬で役位ごとに決定しております。業績連動報酬は、前年度の会社業績および各取締役の業績貢献度を考慮して決定しております。

(4) 取締役・監査役候補の指名の方針と手続

取締役候補については、知識・経験・能力のバランスを考慮し、法令および企業倫理の順守に徹する見識を有することを基準として、選任・指名しております。

監査役候補については、財務・会計・法務に関する知見、企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、適材適所の観点より総合的に指名しております。

上記方針に基づき、代表取締役社長が提案し、取締役会で決議しております。

(5) 役員人事の選任・指名の際の個々の候補者の説明

取締役および監査役候補者の個々の選任理由を株主総会招集通知に記載しております。なお、招集通知は当社ウェブサイトに記載しておりますので、ご参照ください。（株主総会招集ご通知 <http://www.furuno.co.jp/ir/stock/meeting.html>）

【補充原則4-1-1 取締役会の役割、経営陣に対する委任の範囲】

当社の取締役会は、当社グループの中長期的な経営ビジョン・経営方針を示すとともに、取締役会の専決事項のほか、特に重要と認められる業務執行の決定をしております。上記以外の事項および具体的な業務執行は経営陣に委任しており、その範囲は、取締役会で定めた決裁権限基準に基づいております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上のため、独立社外取締役を2名選任しております。独立社外取締役は、取締役の職務を遂行す

るにふさわしい豊富な能力、経験および知識を当社経営全般に活かすとともに、独立した立場から監督機能としての役割を果たしております。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、社外取締役の選任にあたり、会社法の定める社外性要件のほか、金融商品取引所が定める独立性基準を当社における独立性判断基準とし、これを順守しております。

[補充原則4-11-1 取締役会のバランス・多様性・規模、取締役の選任に関する方針・手続き]

取締役の人数は、定款により15名以内と定めております。また、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するため、複数の社外取締役を置くことを基本とし、経営において必要な豊富な経験と高い知見を有し、かつ、その職務と責任を全うできる人材を選出し、候補者とすべきと考えております。

[補充原則4-11-2 取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況]

当社は、取締役・監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を確保することが求められることから、役員の兼任数は合理的と思われる範囲とし、毎年兼任状況を確認しております。また兼任状況については、株主総会招集通知および有価証券報告書で開示しております。

[補充原則 4-11-3 取締役会全体の実効性について分析・評価]

当社は、「当社の目指す姿」と「現状」とのギャップから課題を抽出し、改善の方向を見定めることを目的に取締役会の実効性評価を実施しました。評価にあたっては、取締役および監査役に対しアンケートを行い、集計結果の取りまとめおよびその分析を第三者機関に委託しました。分析評価結果から、当社の取締役会は、形式的ではなく自由闊達で建設的な議論や意見交換がなされている等、取締役会全体の実効性については確保されていると認識しております。

一方、取締役会の経営の監督機能を果たすための中長期的な戦略の議論、取締役会に付議される議案の資料の質的向上が必要である等の意見が出され、取締役会の議論の活性化に向けた課題について共有いたしました。本年度、これらの課題につきましては、取締役会として改善を図ってまいります。また、取締役会の更なる機能向上を図るべく今後も継続的に取締役会の自己評価を行っていく予定です。

[補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針]

当社は、新任取締役・監査役に対し、取締役・監査役の職務を行うにあたり必要なガバナンス、リスクマネジメント、内部統制などの基礎的知識の習得のための外部機関による研修等を斡旋し、費用を負担するとともに、社外取締役および社外監査役に対しては、当社の事業等の理解促進を目的に、主要な事業拠点での意見交換の機会設定等を行っております。また、全役員を対象にコンプライアンス研修を定期的の実施しております。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、正確な情報を適時適切にわかりやすく提供するとともに、建設的な対話を促進するため、以下の方針に基づき取り組みを行っております。

- (1) 管理部門担当取締役を責任者、経営企画部を担当部署と定め、IR活動を行っております。
- (2) 決算情報や経営戦略の説明会を行う他、ウェブサイト上に四半期ごとの決算情報や経営方針等を掲載しております。
- (3) 対話を通じて把握した投資家の意見や懸念点につきましては、IR担当部署が定期的に取締役会に報告することにしております。
- (4) 社内規定に則りインサイダー情報の管理を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
古野興産株式会社	4,386,200	13.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,270,900	3.98
第一生命保険株式会社	1,000,000	3.14
古野電気取引先持株会	998,500	3.13
株式会社三菱東京UFJ銀行	992,437	3.11
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	942,000	2.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	837,200	2.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	804,300	2.55
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	567,910	1.80
エコ興産有限会社	560,000	1.78

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
寺山 孝男	他の会社の出身者											
樋口 英雄	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
寺山 孝男	○	現、寺山技術士事務所代表 株式会社日立製作所機械研究所第二部長、同社計測器グループ副技師長、株式会社アイティアイディコンサルティングエグゼクティブコンサルタント、国立大学法人東京工業大学特任教授および独立行政法人中小企業基盤整備機構研究開発支援専門員などを歴任	寺山孝男氏は、技術士（機械）の資格を有しており、機械分野の専門家として高い見識を有していることから、主に専門的な見地から適切な助言・意見をいただいております。当社の取締役会の監督機能強化に資するものと判断し、社外取締役として選任しております。同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小美野 広行	○	現、公認会計士 1996年に公認会計士登録 日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社常勤監査役、同社代表取締役財務本部長兼最高財務責任者およびエスエス製薬株式会社代表取締役専務取締役財務経理本部長などを歴任	小美野広行氏は、公認会計士としての専門的知見に加え、経営者としての豊富な経験から適切な意見・提言をいただくなど、当社の監査体制の強化・充実に資するものと判断し、社外監査役として選任しております。同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
村中 徹	○	現、弁護士法人第一法律事務所社員弁護士 現、株式会社スズケン社外監査役 現、株式会社カブコン社外取締役 1995年に弁護士登録 同志社大学法科大学院兼任教員を歴任	村中 徹氏は、弁護士であり法律の専門家として高い見識を有していることから、主に専門的な見地から適切な意見・提言をいただくなど、当社の監査体制の強化・充実に資するものと判断し、社外監査役として選任しております。同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

独立役員関係

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役および社外監査役を全て独立役員に指定しております。

インセンティブ関係

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明 更新

以下の「取締役報酬関係」における「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

取締役報酬関係

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

第66期(2017年2月期)事業年度における取締役の報酬等の額

取締役 13名、229百万円

(注)上記取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会において承認された総額の範囲内で、報酬諮問委員会にて審議を経た答申に基づき、取締役会の決議により決定いたします。取締役の報酬体系は、固定報酬と業績連動報酬から構成され、固定報酬は、取締役としての責務に対する基本的な報酬で役位ごとに決定いたします。業績連動報酬は、前年度の会社業績および各取締役の業績貢献度を考慮して決定いたします。

また、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブが機能する報酬制度として報酬の一部を役員持株会に抛出することを定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役を補助する兼務スタッフ1名、社外監査役を補助する専任スタッフ1名と兼務スタッフ1名を置いております。

社外取締役に対しては、取締役会事務局が取締役会や主要な会議等の議案に関する事前説明の体制を整備しております。

また、社外監査役に対しては、情報の伝達、重要事項の事前説明等を主に常勤監査役が、監査役会(月1回、定例)等を通じて適切に行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

(取締役および取締役会)

当社の取締役会は、平成29年5月25日現在、取締役12名(うち社外取締役2名)で構成されております。当社は、経営の意思決定を合理的かつ効率的に行うことを目指しており、重要案件につきましては、取締役会において決定することとし、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して、経営に関する重要事項をタイムリーに決定できる体制を敷いております。併せて、取締役会の業務執行に対する監督機能の強化と外部的視点での助言機能の充実を図るため、社外取締役2名を選任し、代表取締役の業務執行を監督できる体制をとっております。また、取締役の任期は、経営環境の変化により迅速に対応できる経営体制にするために1年としております。

(監査役および監査役会)

当社は、監査役制度を採用しており、平成29年5月25日現在、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されております。監査役は、監査役会が定めた監査の方針や業務の分担等に従い、取締役会をはじめ重要な会議に出席し、業務執行の状況を監査するとともに適切な意見・提言を行っております。また、各監査役は、年間を通して当社の監査及び必要に応じてグループ各社の調査を実施しております。

(内部監査および監査役監査)

当社は、内部監査部門として監査室(6名)が「内部監査規程」に基づき、定期(月1回)に実施する内部監査を通じ会社業務が適正に行われているかを監査し、その結果を社長に報告しております。また、監査役は、監査室が定期的に開催する監査報告会に出席し、監査内容について確認すると同時に、監査方法等の意見交換を行っております。

(会計監査)

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。第66期(2017年2月期)事業年度において、指定有限責任社員 業務執行社員 松尾 雅芳および指定有限責任社員 業務執行社員 西方 実の両氏が業務を執行しております。補助者は公認会計士14名、その他10名で構成されております。また、監査役は、会計監査人から会計監査の実施状況の報告を受けるほか、会計監査人との意見交換を行うなど、積極的な交流を進めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社であり、業務執行を監督する取締役会と取締役の職務の執行を監査する監査役により、経営監視機能の客観性および中立性を確保するコーポレート・ガバナンス体制を整えており、現状の体制は、経営の透明性および健全性の強化に有効に機能しているものと認識しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	株主総会招集通知の当社ホームページへの早期掲載（第66回定時株主総会開催日である5月25日の4週間前の4月26日に掲載）や株主総会のビジュアル化を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにおいて情報開示に関する様々な法的規制、開示条件などを定めた「情報開示細則」の抜粋を「IRポリシー」にまとめ、ディスクロージャーポリシーとして掲示しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算発表後、東京でアナリスト・機関投資家向け説明会を開催しております。また、アナリスト・機関投資家には、定期的説明会とは別に個別でIR担当者が説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	財務ハイライト、決算短信、有価証券報告書、株主通信および決算説明資料などを掲載しております。 当社企業情報サイトのIR情報ページ http://www.furuno.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関する担当部署を経営企画部に設置し、同部内に担当者を定め対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループにおける共通の倫理基準「フルノグループ行動規範」を制定するとともに、当社グループの役員・従業員の一人ひとりが日常の業務遂行において守るべき行動基準を「コンプライアンス・ハンドブック」としてまとめ、同マニュアルにおいて、ステークホルダーの立場の尊重について定めております。また、コンプライアンスに対する理解・実践の促進を図ることを目的に、毎年10月を「コンプライアンス推進強化月間」とし、同マニュアルの音読放送・読み合わせの実施やコンプライアンスポスターの掲示を行っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、環境保全活動を推進しております。また、ISO14001の認証を取得している西宮事業所、三木工場およびフルノINTセンターの3事業所における環境活動（環境的側面）と当社における品質保証の取り組み、従業員・地域社会に関わる活動（社会的側面）をまとめた「コーポレートレポート（CSR報告書）」を作成し、報告しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示の正確性・適時性・有用性の保持を図り、企業の説明責任を果たすとともに、ステークホルダーの理解を促進し、適正な評価に資するため、「情報開示細則」において情報を公表する際の手続方法等を定めております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

〔内部統制基本方針〕

当社は、経営理念に適った企業活動を通じ、企業価値の増大を図るとともに、安定的かつ持続的なグループ企業基盤を構築するため、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための基本方針を定め、内部統制機能の整備に取り組んでおります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループにおける共通の倫理基準として「フルノグループ行動規範」を掲げるとともに、役員・従業員の一人ひとりが日常の業務遂行において守るべき行動基準を「コンプライアンス・ハンドブック」として明らかにし、これらの実践を通じて社会のルールや法律を順守する。
- (2) 当社グループは、コンプライアンスの推進については「コンプライアンス規程」を定め、それに基づき、社長を委員長とし、外部委員（弁護士）も含めた「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、法務室を統括部署とし、当社の部門長・グループ会社の社長を推進責任者とする推進体制を設ける。また、継続的な教育・啓蒙を通じて、法令、企業倫理、社会規範等を順守する風土の浸透・定着を図る。
- (3) 当社グループにおいて法令違反またはその疑いがある行為等について、従業員等が直接通報または相談することができるような内部通報制度（フルノホットライン）を設ける。通報窓口は社内だけではなく社外の法律事務所にも設け、匿名でも受け付ける。なお、通報したことを理由として通報者が、不利益な取扱いを受けないことを明確にする。
- (4) 社長直轄の監査室が「内部監査規程」に基づき定期的に実施する内部監査を通じ、会社業務が適正に行われているか否かを監査し、その結果を社長に報告するとともに監査内容を監査役に報告する。
- (5) 「内部監査規程」他関連諸規程およびコンプライアンス推進体制については、必要に応じて適宜見直し、整備・改善を図る。
- (6) 当社グループは、金融商品取引法に基づき財務報告の信頼性を確保するために、「財務報告に係る内部統制運営規程」を定め、財務報告に係る必要かつ適切な内部統制システムを整備する。また、当該内部統制システムは定期的に検証し、必要に応じて適宜見直し、整備・改善を図る。
- (7) 社会の秩序や安全、公正な取引を脅かす、いわゆる総会屋や暴力団等の反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が決議した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を、社内規程に基づき適正に記録する。
- (2) 上記情報の保存および管理については、「情報管理規程」に定め、取締役および監査役が必要に応じていつでも閲覧可能な状態を確保する。
- (3) 「情報管理規程」他関連諸規程については、必要に応じて適宜見直し、整備・改善を図る。

3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社グループの経営に重大な影響を与えるリスクに対して、「リスク管理規程」他関連諸規程を定め、全社的なリスク管理体制を整備し、問題点の把握及び危機発生時の対応を行う。
- (2) 「リスク管理規程」に基づき、社長を委員長とするリスク管理委員会を設け、子会社を含めた当社グループ全体における災害、事件・事故等のリスクを洗い出し、その低減を図るとともに、緊急事態が発生した場合に被害を最小限に抑える体制を整備・維持する。
- (3) 当社グループの事業継続に甚大な影響をおよぼす災害・危機の発生を想定した事業継続計画を策定するとともに、定期的な訓練と計画の見直しを行うことにより、災害・危機が発生した場合にも、早期に復旧できる体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループの将来像を「FURUNO VISION」として定め、それに基づき中期経営計画を策定する。また、単年度の予算については中期経営計画に基づいて編成し、各部門の目標を明確化する。
- (2) 月1回の定例取締役会で、予算の月次統制および各取締役の職務執行状況の進捗管理を行う。
- (3) 社内規程に基づき、取締役の職務権限・担当職務および意思決定ルールを明確にし、取締役の職務執行の効率化を図る。

5. 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、「関係会社管理規程」を設け、各子会社を担当する取締役、所管部署および当社の承認・報告が必要な管理事項等を定める。また、「関係会社管理規程」他関連諸規程については、必要に応じて適宜見直し、整備・改善を図る。
- (2) 各子会社を担当する取締役は、原則として当該子会社の取締役就任に就任し、当該子会社の他の取締役の職務執行を監視・監督するとともに、当社取締役会において担当する子会社の業務の進捗、管理の状況を報告する。
- (3) 監査室は、当社グループにおける内部監査を実施し、当社グループの業務が適正に行われているか否かを監査し、その結果を社長に報告するとともに監査内容を監査役に報告する。
- (4) 監査役が、当社グループ全体の監査が適正かつ実効的に行えるよう、当社および子会社の会計監査人、子会社監査役、監査室およびその他関係部署等と連携し、情報・意見交換ができる体制を確保する。

6. 監査役を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性ならびに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役を補助する専任の使用人は、監査役補助業務について監査役の指示に従い、取締役その他業務執行部門からの指揮命令を受けない。
- (2) 監査役を補助する専任の使用人の人事等については、事前に監査役会の同意を得るものとする。
- (3) 監査役は、監査室所属あるいは特定の業務について十分検証できるだけの専門性を有する従業員に、監査業務に必要な事項を指示することができる。
- (4) 監査役より監査業務に必要な指示を受けた従業員は、その指示に関しては、取締役・監査室長等の指揮命令を受けない。

7. 当社の取締役及び使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制、また、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社は、「監査役への報告等に関する規程」を制定し、監査役の監査が的確かつ実効的に行われることを確保する。
- (2) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、重大な法令・定款違反、その他重要な事項を発見したときは、直ちに監査役に報告する。また、監査役の監査が実効的に行われるよう、監査役への報告事項、提供情報等を明確化し、実施する。

- (3) 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員等にその説明を求めることができる。また、監査役が必要と認めた場合には、いかなる会議、委員会等にも出席できる体制を確保する。
 - (4) 監査役は、必要に応じ、当社および当社グループの取締役、従業員および子会社監査役等から報告、意見、情報等を求めることができる。
 - (5) 当社及び当社グループの取締役、従業員等が、監査役への報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないことを明確にする。
8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役職務の執行について生ずる費用または債務については、監査役からの請求に基づき、速やかにこれを処理する。

9. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役が、必要に応じて代表取締役と会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互理解を深めることができる体制を確保する。
- (2) 監査役が、定期的に監査室と会合を持ち、監査内容等について確認すると同時に、監査方法等について意見交換ができる体制を確保する。
- (3) 監査役が、会計監査人の行う監査報告会に同席し、監査内容について説明を受けるとともに、会計監査人との情報及び意見交換ができる体制を確保する。

[その整備状況]

1. コンプライアンスに関する取組み

当社は、年2回開催するコンプライアンス委員会において、コンプライアンスへの取組みに関する進捗状況を確認しております。役員および従業員に対して、コンプライアンスのより一層の徹底を図るため、社内講習や外部から講師を招いてのコンプライアンス研修を定期的実施しております。また、内部通報制度を設け、通報者の保護を図るとともに問題の早期発見と改善に努めており、その運用・通報状況についてコンプライアンス委員会に報告をおこなっております。

2. 損失の危険に関する取組み

当社は、年1回リスク管理委員会を開催し、各部門で認識されたリスクの評価と対応すべき重点リスク項目を定めております。これを踏まえて大規模地震を想定した災害対策や情報セキュリティ対策など、リスクの低減に向けた取り組みをおこなっております。

3. 業務執行の適正および効率性確保に関する取組み

当社は、毎月開催される定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、中期経営計画ならびに年度予算の決定および進捗状況の監督など、業務執行の意思決定およびその監督を有効におこなっております。

4. 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取組み

当社子会社は、「関係会社管理規程」に基づき、定められた重要な事項について当社へ承認申請・報告をおこなう体制としているほか、監査室、法務室が定期的に監査・指導研修をおこなっております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や安全、公正な取引を脅かす、いわゆる総会屋や暴力団等の反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 当社の適時開示に係る基本方針

当社は、情報開示の正確性・適時性・有用性の保持を図り、企業の説明責任を果たすとともに、ステークホルダーの理解を促進し、適正な評価に資することを基本方針としております。

2. 当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

当社は、会社情報を開示する際、「情報開示細則」に基づき、次のような体制をとっております。

(1) 決定事項

決定事項については、その情報の主管部門は遅滞なく情報取扱責任者に報告し、その主管部門から報告を受けた情報取扱責任者が関係部門と「公表」の可否を判定の上、取締役会の決定を経て、適正に「公表」しております。また、緊急を要する場合は、後日、取締役会の追認を得ることを前提として、社長の決定を経て「公表」することで、情報開示の即時性を確保しております。

(2) 発生事実

発生事実については、その情報の主管部門は速やかに情報取扱責任者に報告し、その主管部門から報告を受けた情報取扱責任者が関係部門と「公表」の可否を判定の上、取締役会の決定を経て、適正に「公表」しております。また、緊急を要する場合は、後日、取締役会の追認を得ることを前提として、社長の決定を経て「公表」することで、情報開示の即時性を確保しております。

(3) 決算情報

決算情報については、決算情報を集約する経理部が必要に応じて「決算情報連絡会」[情報取扱責任者、決算情報を取り扱う関係部門(事務局:経理部、人事総務部、経営企画部)]を開催し、同連絡会において「公表」の可否を判定の上、取締役会の決定を経て適正に「公表」しております。

(4) その他任意開示情報

その他任意開示情報は、担当部門において、その開示内容を立案し、その主管部門から報告を受けた情報取扱責任者が関係部門と「公表」の可否を判定の上、取締役会の決定を経て、適正に「公表」しております。また、緊急を要する場合は、後日、取締役会の追認を得ることを前提として、社長の決定を経て「公表」することで、情報開示の即時性を確保しております。

